

## 新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル評価要領

### 1 審査会の設置

#### (1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル審査会）

#### (2) 構成人数

7名以内

#### (3) 審査員の役割

審査員は、2の(4)に定めるプレゼンテーション方式による審査会に出席して審査を行うほか、審査終了後、審査結果の確認、公表方法に関する協議を行う。

### 2 審査概要

#### (1) 対象業務

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務

#### (2) 業務目的

医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)に定める地域医療構想の策定(以下「新たな地域医療構想」という)及び第8次鳥取県保健医療計画の中間見直しを行うに当たって、新たな地域医療構想策定ガイドラインや厚生労働省所管の検討会等の資料、厚生労働省から提供されるデータ等に基づき、専門的な知見からの調査・分析等を行うことを目的とする。

#### (3) 業務内容

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

#### (4) 審査の進め方

あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答をふまえた審査を行う。実施方法は以下のとおりとする。

##### ア 日時・会場

6月上旬から中旬の間(予定)に鳥取県庁で実施 ※詳細は別途通知。

##### イ 審査の流れ

(ア) 同日、審査開始の10分前までに到着し、審査方法等の確認を行う。

(イ) プレゼンテーションは一提案につき20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員は10分程度の質問を行うことができる。

(ウ) 全プレゼンテーション終了後、速やかに得点を集計し、審査員の確認を受け、順位を確定する。

(エ) 審査結果(点数及び順位以外の部分)の公表方法に関し、審査会で協議の上決定する。

### 3 評価方法

(1) 提案書の評価は、審査会において、あらかじめ提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により、各審査委員が評価要領に基づき審査項目を個別に評価採点し、その合計点数により順位付けする。

- (2) 最も高い得点を獲得したものを、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。
- (4) 審査項目及び配点（100点満点）

評価項目	評価の視点	配点
企画の内容 (55点)	事業の趣旨を理解した上で、論理性や説得力がある調査・分析等が示されているか(係数2)	10
	鳥取県の医療提供体制の現状等を理解し、地域の実情に沿った調査・分析等が期待できるか(係数3)	15
	仕様書に沿った基本的な提案及び事業効果を高める独自提案が適切に組み込まれているか(係数2)	10
	国が発出する新たな地域医療構想策定ガイドラインに沿った調査・分析等の提案となっているか(係数2)	10
	データの分析では把握できない事項については、アンケート調査等の具体案が提案されている(係数2)	10
事業実施体制等 (25点)	委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を十分に確保しているか(係数2)	10
	実行可能で計画的なスケジュールとなっているか(係数2)	10
	県内の企業か(本店、支店、営業所等を含む) (あり+5)	5
業務実績 (10点)	本件業務と類似の業務実績を有し、優れた遂行能力等を期待できるか(係数2)	10
見積価格 (10点)	配点(10点) × {1 - (見積価格(税込み) ÷ 予算額)} ※予算額を上回る見積は失格	10
個人情報の漏洩等の有無	過去2年間に受託業務における個人情報の漏洩等の事件を発生させていないか。 ※該当した場合、減点(-5点)	有:-5点 無:0点

※評価点は審査項目ごとに各5点満点とし、それぞれに係数を乗じた点数を各審査項目の得点とする。

※評価点と評価基準

5:非常に優れている 4:優れている 3:標準的である 2:劣る 1:非常に劣る

※見積価格の配点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入した上で係数を乗じる。